



三鷹事件再審、遺族が特別抗告 東京高裁、請求異議認めず

東京の旧国鉄三鷹駅で1949年、無人電車が暴走し6人が死亡した「三鷹事件」で、死刑が確定した竹内景助元死刑囚（病死）の遺族の弁護団は3月8日、第2次再審請求を退けた東京高裁決定への異議申し立てが、同高裁に棄却されたと明らかにした。棄却決定は1日付。遺族は不服として7日付で特別抗告した。

弁護団は東京都内で記者会見し「われわれが示した科学的な立証の判断を避けた弱腰の決定だ。最後まで闘う」と述べた。再審請求審で弁護団は、電車の破損状況などに関する専門家の鑑定書を新証拠として提出。竹内元死刑囚以外の複数人による犯行と主張したが、高裁は2019年の決定で「単独犯行とする自白供述の信用性を認めた確定判決に、合理的な疑いはない」と退けた。弁護団はこれを不服として異議を申し立てた。

この間、組合員・OB・家族の皆さんには、竹内さんの再審請求を求める署名の取り組みなどにご協力いただき、ありがとうございました。第2次再審請求を退けた東京高裁決定への異議申し立てが、同高裁に不当にも棄却されましたが、私達は竹内さんの無罪を勝ち取るため、えん罪のない社会、争いの無い平和な社会・人権・民主主義を守るため、JR東海労新幹線関西地本は奮闘していきます。

三鷹事件とは、1949年の国鉄三大事件である下山・三鷹・松川のうち、唯一国鉄労働者が有罪判決を受けた事件。竹内元死刑囚は電車転覆致死罪で起訴され、1955年に死刑が確定。1956年に再審を申し立てたが病死し、2011年に遺族が2回目の再審請求をした。2011年（平成23年）11月10日、竹内の長男が、2回目の再審請求を申し立てたが、2019年（令和元年）7月31日に東京高等裁判所（後藤真理子裁判長）は再審開始を認めない決定をした。弁護団はこの決定を不服として同高裁に異議を申し立てたが、2022年3月1日、同高裁に棄却され、最高裁に特別抗告した。

えん罪のない社会、争いの無い平和な社会・人権・民主主義を守るため、JR東海労新幹線関西地本は奮闘していきます！！